

西之表市監査委員公表第 32 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査〔各小・中学校〕を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、別紙のとおり公表する。

令和 3 年 11 月 22 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和  
西之表市監査委員 鮫島 市憲

## 定期監査〔各小・中学校〕の結果に関する報告書

1 監査の対象 教育委員会（各小・中学校）

2 監査の事項

- (1) 予算の執行状況（令和3年9月末現在）
- (2) 備品の管理状況（下西小・住吉小・榕城小・上西小・国上小・伊関小）
- (3) 図書の有現状況
- (4) 就学援助費支給状況
- (5) 切手・はがきの受払状況
- (6) 私用電話料の納入状況
- (7) その他

3 実地監査日程

令和3年11月17日（水）

〔対象学校〕安納小・安城小・住吉小・下西小

11月19日（金）

〔対象学校〕伊関小・現和小・種子島中

11月22日（月）

〔対象学校〕古田小・榕城小・上西小・国上小

4 監査の手続

各小・中学校の定期監査にあたっては、予算の執行状況（令和3年9月末日現在）、備品の管理状況、図書の有現状況、就学援助費支給状況、切手及びはがきの受払状況、私用電話料の納入状況等について、あらかじめ資料の提出を求め、書類審査及び実地監査を全校を対象に実施した。但し、備品の管理状況については下西小・住吉小・榕城小・上西小・国上小・伊関小の6校を対象として実施した。

5 監査の結果

本年度は、令和3年11月17日・19日・22日の3日間、市内小中学校全校を対象に定期監査（書類審査・備品監査）を実施した。

監査に付された各学校の事務処理、備品管理のうち、備品監査については、取得価格5万円以上の備品について現有数の確認及び管理の状況について対象校の監査を実施した。

監査対象となった全学校について、おおむね適正に処理されていることが確認できた。特に、図書関係については、データ管理がしっかり行われており、事務の改善・効率化が図られている。また、例年申し上げているとおり、備品は市民の財産であり、その管

理・運用には特段の配慮をもって取り扱わなければならないという意識のもと、今後とも良好な管理に努められたい。

なお、市内小・中学校の歳出予算執行状況は、次表のとおりである。昨年同時期に比較して執行率は、一部の学校を除き上昇しており、おおむね適正に予算執行されていることを認めた。今後とも学校運営に支障をきたさないよう適正な執行に努められたい。

単位：円／％

学校名	予算現額(A)	支出済額(B)	予算残額(C)	執行率 (B/A)
榕城小	5,817,000	2,827,756	2,989,244	48.6
上西小	1,495,000	833,712	661,288	55.8
下西小	2,251,000	1,199,703	1,051,297	53.3
国上小	1,943,000	1,046,474	896,526	53.9
伊関小	1,437,000	564,109	872,891	39.3
安納小	1,455,000	771,989	683,011	53.1
現和小	1,866,000	865,636	1,000,364	46.4
安城小	1,387,000	504,433	882,567	36.4
古田小	1,381,000	712,830	668,170	51.6
住吉小	1,799,000	618,264	1,180,736	34.4
種子島中	6,295,000	2,776,690	3,518,310	44.1
合計	27,126,000	12,721,596	14,404,404	46.9

最後に、教育委員会所管課においては、日頃より学校施設管理についてご尽力頂き、年々改善傾向にあることは承知するところであるが、現地監査時において、口頭により指示された事項については、確認後速やかに報告するよう求めるものである。